

第3章

主要施策

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

現状と課題

地球温暖化対策

本県では、平成14(2002)年3月に「**岡山県地球温暖化防止行動計画***」を策定し、省エネルギーの促進による排出抑制対策や吸収源対策を進めてきましたが、平成22(2010)年度の温室効果ガス排出量は、基準年比0.2%減の4,948万トンとなっています。更なる温室効果ガス排出量削減に向け、排出量の約7割を占める産業部門では原単位当たりの排出削減を一層進めるとともに、排出量の伸びが著しい民生部門では省エネルギー型ライフスタイルへの転換を、運輸部門では環境性能に優れた自動車の導入等を進めていく必要があります。同時にエネルギー政策の見直しを踏まえ、本県に適した地域分散型の新エネルギー導入を拡大することも大切です。

このように広範な対策が必要となっている状況を踏まえ、平成23(2011)年に策定した県の新たな行動計画では、「低炭素ものづくり県の構築」、「緑の成長推進県への挑戦」、「エネルギー地産推進県の追求」のほか、「県民総参加体制の構築」を目指すべき方向性として位置付けたところであり、県民、事業者、行政など各主体が一丸となって、温暖化対策の様々な取組を徹底していくことが重要です。

酸性雨対策

酸性雨は、工場の排煙や自動車の排ガスなどに含まれる**硫黄酸化物*(SOx)**や**窒素酸化物*(NOx)**などの酸性物質が、雨や雪に溶け込んで地表に降ってくる現象です。

本県では、年平均でpH4.5～5.6の酸性状態が継続しており、酸性度の著しい変化はみられませんが、今後も引き続き監視を行う必要があります。

図3-1-1
岡山県内の温室効果ガス排出量(単位:万t-CO₂)

区分	基準年度 平成2年度 (1990年度)	平成22年度 (2010年度)	基準 年度比 増減率	構成 割合	
二酸化炭素	産業部門	3,633	3,340	△8.1%	67.5%
	民生部門	517	878	69.8%	17.7%
	家庭	247	428	73.1%	8.6%
	業務その他	270	450	66.7%	9.1%
	運輸部門	406	440	8.3%	8.9%
	工業プロセス	228	120	△47.2%	2.4%
	廃棄物部門	46	71	52.4%	1.4%
計	4,831	4,849	0.4%	98.0%	
メタン等	125	99	△20.8%	2.0%	
合計	4,957	4,948	△0.2%	100%	
全国	1,261百万t	1,257百万t	△0.3%		

*端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。



国際貢献

アジア諸国は、飛躍的な経済成長が進んでいる地域であり、これらの国々が環境と経済を両立させながら発展することは、温暖化をはじめとする地球環境問題解決のためにも重要です。

現在、岡山県でも教育や産業などの分野で様々な国際交流が行われていますが、環境の分野においても、こうした国々からの研修生の受入等により、本県の深刻な公害問題の解決に一定の成果を上げた経験や、岡山エコタウンプラン*により廃棄物や廃熱を資源として活用していく取組などを積極的に紹介していくことは、国際貢献の面でも有意義です。



代表的な指標

企業・家庭等のエネルギー消費量

-20%

自家用車1台当たりのエネルギー消費量

-25%

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
製造品出荷額当たりのエネルギー消費量 (GJ*/百万円)	77.4 (平成16年度)	63.7 (平成22年度)	61.9 (20%減)
CO ₂ 換算 ※ (kg-CO ₂ /百万円)	4,703 (平成16年度)	3,711 (平成22年度)	3,668 (22%減)
業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量 (MJ/m ²)	962 (平成16年度)	901 (平成22年度)	770 (20%減)
CO ₂ 換算 (kg-CO ₂ /m ²)	134.4 (平成16年度)	147.0 (平成22年度)	112.9 (16%減)
1世帯当たりのエネルギー消費量 (GJ)	41.9 (平成16年度)	36.1 (平成22年度)	33.5 (20%減)
CO ₂ 換算 (kg-CO ₂)	5,287 (平成16年度)	5,439 (平成22年度)	4,335 (18%減)
自家用車1台当たりのエネルギー消費量 (GJ)	35.9 (平成16年度)	29.8 (平成22年度)	26.9 (25%減)
CO ₂ 換算 (kg-CO ₂)	2,420 (平成16年度)	2,006 (平成22年度)	1,810 (25%減)

*エネルギー(電力、燃料等)ごとに排出量は違い、また、平成32年度に想定するエネルギーの構成は平成16年度とは異なる。
このため、エネルギー消費量とそのCO₂換算量の削減割合は、同一とならない。

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

主要施策

地球温暖化対策

新エネルギーの導入促進

■太陽光発電の導入促進

晴れの国の特長を生かし、県有施設等を活用した大規模太陽光発電設備の設置やメガソーラー*の誘致、住宅における発電設備の導入促進など様々な取組を通じて、本県における太陽光発電量の飛躍的な増大を図ります。

■小水力発電の導入促進

県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用した小水力発電*の普及を図るため、県内企業と連携した実証実験等を進めながら、地域で使用する電力を生み出す地産拡大を進めます。

■バイオマスエネルギーの利用拡大

実用化や利用拡大に向けた取組が進められている木質ペレット、バイオガス*などのバイオマスを利用した燃料は、カーボンニュートラル*な燃料としてCO₂の排出抑制につながることから、利用の拡大を図り、エネルギーの地産拡大を目指します。

■新エネルギーの普及啓発等

新エネルギー関係情報の提供やセミナーの開催等の普及啓発活動を実施することにより、地域への新エネルギー関係設備の導入に対する理解や意欲、新エネルギーを活用する気運の拡大を図りながら、住宅への太陽光発電設備等の設置を促します。

また、市民共同発電所*の取組のほか、新エネルギー産業クラスター*の形成やスマートタウン構想*の推進などにより、新エネルギーを活用した取組の拡大を図ります。

省エネルギーの推進

■建築物等の省エネルギー化の促進

工場・ビル等の新築・増改築時の省エネ化や壁面緑化などを促進するとともに、県有施設においても県自らが率先し節電・省エネルギーに取り組めます。

■産業・事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制の推進

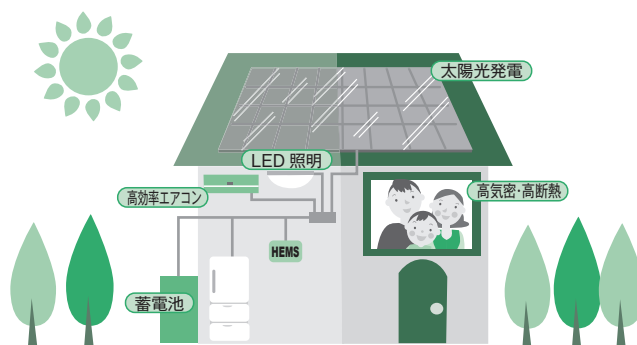
事業者による温室効果ガスの自主的・計画的な排出抑制を促進するため、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用等を図るとともに、競争力強化と省エネルギー推進の観点から、総合特区制度を活用してコンビナートの高効率・省資源化を促します。

■省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

県民・事業者が地球温暖化防止のための自主的な取組の目標を定め、実践するアースキーパーメンバースhip*会員の拡大や、クールビズ*・ウォームビズ*県民運動の展開、エコドライブの推進などにより、環境負荷の少ない省エネ重視のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換と定着を推進します。

■省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大

家庭における省エネを促進するため、省エネ性能などを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るとともに、省エネ型機器の導入や消費電力の「見える化*」を推進します。



■地産地消の推進

地産地消は、生産地と消費地が近くなることによりフードマイレージ*(移動重量×移動距離)を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーなどの節減につながることから、地産地消運動等の実施により、生産者と消費者の相互理解を深め、県産農水産物の安定供給と消費拡大を図ります。

■低公害車の導入促進

低公害車*の普及を促進していくため、県公用車の低公害車への代替を進めるとともに、優遇措置等について県民・事業者への周知を図り、導入を促進します。また、民間等で導入が進みつつある電気自動車については蓄電機能など新たな可能性にも着目しながら産学官で協働して普及促進に取り組みます。

■公共交通機関等の利用促進

環境負荷の小さい鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用促進により、CO₂や大気汚染物質等の排出を抑制するとともに、県民の日常生活における交通手段を確保するため、地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性の向上(ユニバーサルデザイン*化の推進、LRT*の研究等)などに努めます。

■交通円滑化の推進

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、道路利用者に交通手段や経路等の変更を促す交通需要マネジメント施策*の実施、交通状況等に対応してより細かい信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図ります。

フロン類対策

■フロン類対策の推進

我が国では、オゾン層破壊*物質である特定フロン*については平成7年に生産が全廃されていますが、特定フロンに代え使用されている代替フロン*は地球温暖化を促進するため、大気への放出を防ぎ、確実な回収を推進する必要があります。このため、「フロン回収・破壊法」等に基づく適正な回収等を推進します。

吸収源対策

■森林の保全

水源の涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成します。

また、木を使うことが森林を育てる原動力となり、その森林の成長過程において二酸化炭素が吸収されることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

■都市の緑化推進

都市の緑化はヒートアイランド対策としても有望視されていることから、事業所の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層促進します。

酸性雨対策

■硫黄酸化物・窒素酸化物の排出抑制

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、国内での発生のみならず、国境を越えての飛来も懸念されているところであり、今後、企業等に対して硫黄酸化物や窒素酸化物の一層の排出抑制を働きかけるとともに、継続して監視を行います。

国際貢献

■環境技術協力

アジア諸国における環境問題の解決を支援するため、技術者の派遣や研修員の受入等により環境技術協力を進めます。

(2) 循環型社会の形成

現状と課題

3Rの推進

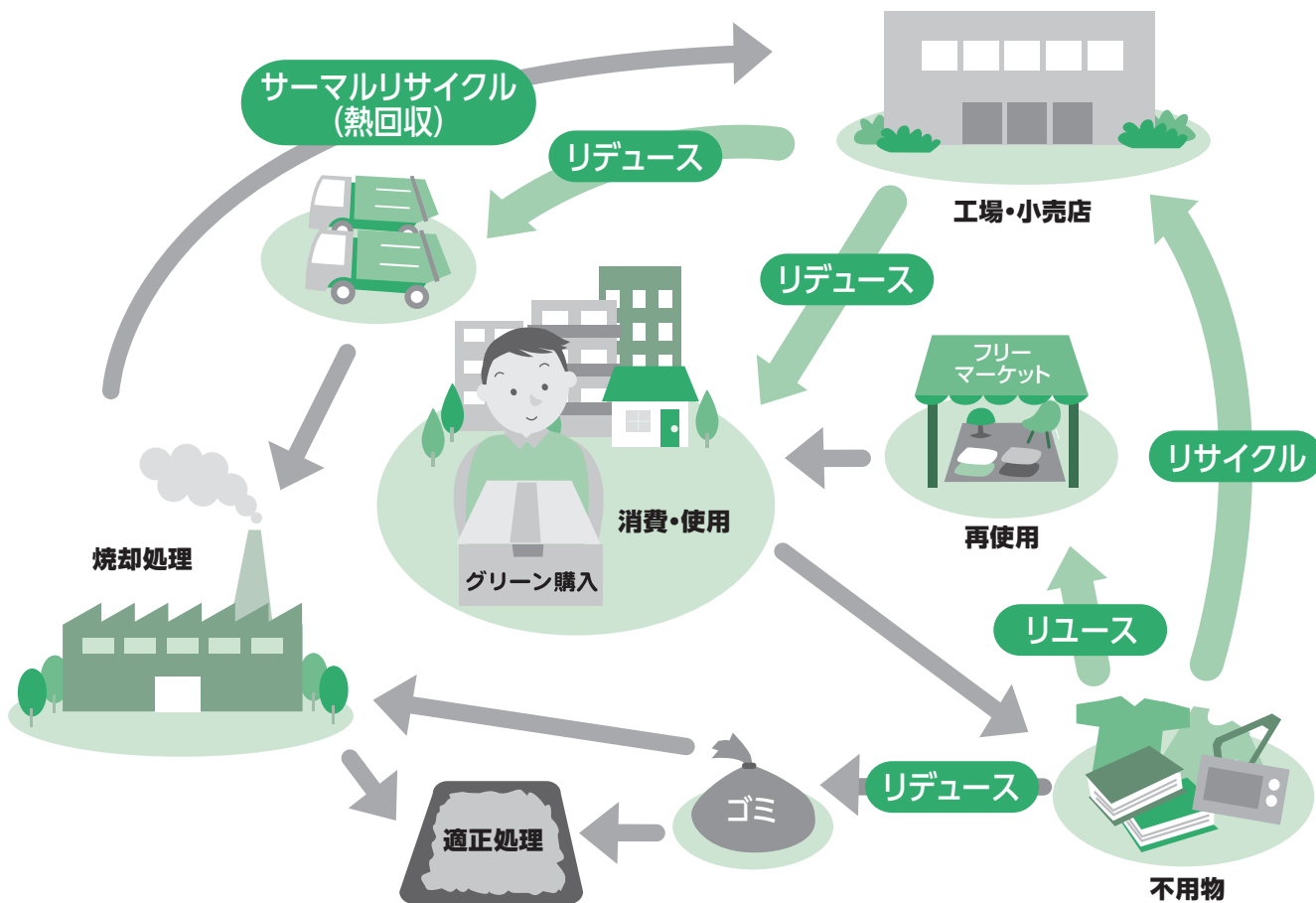
本県では、平成13年に全国に先駆けて「岡山県循環型社会形成推進条例」を制定し、これに基づく各種施策を総合的・計画的に推進しています。平成24年2月に平成27年度を目標年次とする第3次岡山県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物・循環資源に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、地方公共団体等の役割を明らかにし、3Rの推進による循環型社会の形成のため、各種施策を実施しています。

さらに、産業廃棄物については、税という経済的負担を賦課することによる発生抑制等の効果を期

待し、平成15年から「岡山県産業廃棄物処理税条例」を施行し、その税収を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の各種施策に充当しています。

また、容器包装リサイクル法改正による新制度導入(平成19年4月施行)を契機として、レジ袋の削減に対する社会的関心が向上したことも相まって、マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする運動に全県的に取り組んでいます。

これからは、社会の仕組みを、廃棄物などの発生抑制、資源の循環的利用の促進等により天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会に転換していくことが必要です。



3Rとは・・・

- リデュース(Reduce):発生抑制
- リユース(Reuse):再使用
- リサイクル(Recycle):再生利用

グリーン購入等の推進

県では、「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、県内で生産されるリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッション*に積極的な県内事業所を「岡山県エコ事業所」として認定・公表し、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に取り組んでいます。また、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品等の率先購入に努めています。

廃棄物の適正処理の推進

本県の平成22年度における一般廃棄物の排出量は約62万トン、最終処分量は約5万4千トン、産業廃棄物の排出量は約590万トン、最終処分量は約35万トンで、排出量、最終処分量は減少傾向にあります。一般廃棄物については依然として**最終処分場***を有していない市町村があること、また、産業廃棄物については公共関与による最終処分場が平成21年4月から供用開始されているものの残余容量を確保していく必要があることから、さらなる、排出抑制等を促進していきます。

一方、依然として悪質な不法投棄や野焼きなどの不適正処理もみられ、こうした不適正処理は、環境にも大きな影響を与える場合があります。

また、産業廃棄物については、事業者処理責任のもとに県境を越えて広域的な処理が行われています。

廃棄物の適正処理の確保は、環境への負担軽減、処理の公平性の担保、さらには社会正義の実現のためにも重要であり、引き続き監視、指導の強化や、情報提供体制の充実などに取り組んでいく必要があります。

代表的な指標

一般廃棄物、産業廃棄物ともに
排出抑制・資源化率を

95%にUP!

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
一般廃棄物の排出抑制・資源化率* (%)	90 (平成17年度)	93.1 (平成22年度)	95
産業廃棄物の排出抑制・資源化率 (%)	93 (平成17年度)	95 (平成22年度)	95

*排出抑制・資源化率 = $\left(1 - \frac{\text{埋立処分量(t/年)}}{\text{平成17年度の排出量(t/年)}}\right) \times 100$

この指標は本県独自のものです。分母を平成17年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするものである。

一般
廃棄物



産業
廃棄物



(2) 循環型社会の形成

主要施策

3Rの推進

循環型社会に向けた意識の改革

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

買物袋(マイバッグ)の持参、使い捨て製品の使用自粛など、消費者によるリデュースの取組を促進するため、暮らしのあらゆる場面において、ものの本来の値打ちを無駄にすることなく生かしていく「もったいない」の考え方に基づくライフスタイルへの変革を目指し、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」や民間団体等と連携しながら、「おかやま・もったいない運動」を展開していきます。

■循環資源情報の提供

循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理するため、岡山県環境保全事業団*を「循環資源総合情報支援センター*」に指定し、インターネットを活用して県民や民間団体等に必要な各種情報の受発信を行います。

一般廃棄物の3R

■一般廃棄物の3Rの推進

市町村には、その区域内の一般廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正な処分が求められています。社会経済的に効率的なものとなるよう努める必要があります。加えて、経済的インセンティブによる3Rの推進、住民の処理負担の公平化及び意識改革を進める必要があります。また、処理システムの変更や新規導入を図る際には、その必要性や利点を、住民や事業者に明確に説明することが必要となっています。

このため、市町村の処理に関する3Rの推進が図られるよう、必要な助言等を行います。

産業廃棄物の3R

■産業廃棄物の発生抑制

事業者において、製造工程の技術開発やリサイクルの研究開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化、廃棄物の発生量を減らす流通・販売方法の導入など、製品の開発・製造・流通の各段階で3Rに向けた活発な取組が行われるよう支援します。

■循環資源の利活用推進

循環資源(汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類)を活用したリサイクルビジネスでは、技術シーズや素材が地域を越えて提供されることがあることから、産学官連携により広域的なネットワークを形成して循環資源の利活用を推進していきます。

また、各種リサイクル関連法の関係事業者への周知・徹底を図るとともに、引き続き公共工事における建設廃棄物の再資源化に努め、制度に則ったリサイクルを確実に推進します。

岡山エコタウンの推進

■岡山エコタウンプランの推進

岡山エコタウン*プランに掲げるハード、ソフト事業の一層の展開を図ります。また、本県の各地域の産業特性を生かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル関連法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用することなどにより、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。

グリーン購入等の推進

■グリーン購入等の推進

県では、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品等の積極的な調達に取り組みます。

併せて、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、こうした制度の積極的なPRにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

廃棄物の適正処理の推進

■産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物排出事業者における排出抑制の取組を促進するため、「廃棄物処理法」に基づく指導・助言をきめ細かく行うとともに、排出事業者処理責任の徹底を図ります。また、処理業者に対しては、講習会の開催や立入検査等により、適正処理を徹底します。

■一般廃棄物の適正処理の推進

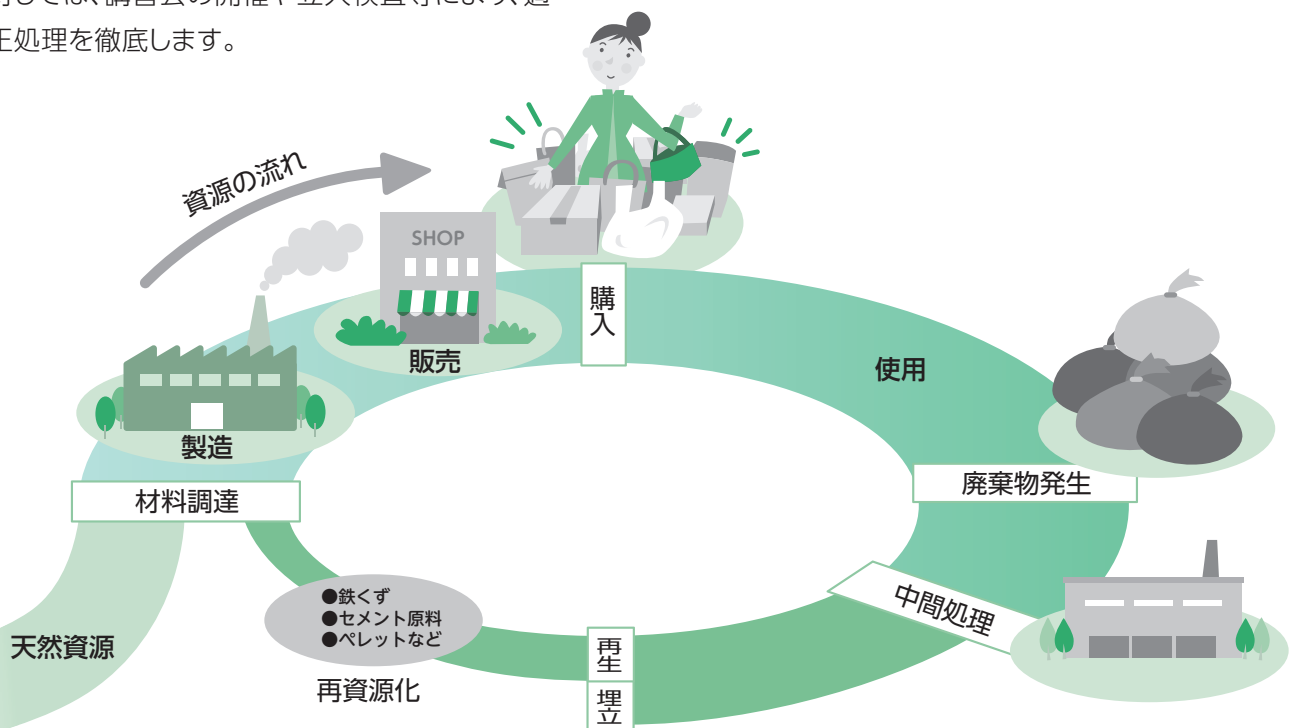
市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が必要であり、ごみ処理広域化の具体化に向けて協議等を進めている市町村に必要な助言、技術的支援を行います。

■不法投棄の根絶

排出業者及び処理業者に対して、適正処理の意識高揚と処理技術の向上を指導します。また、違反者に対して厳正に対処することで廃棄物処理の公平性を担保し、社会正義を実現していきます。

■広域的な移動に対する対応

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われていますが、特殊な処理技術を要する産業廃棄物も多く、他県との調整を図りながら的確な対応に努めます。また、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、搬入の抑制、適正処理の確保等に努めます。



(3) 安全な生活環境の確保

現状と課題

大気環境の保全

大気環境について、硫黄酸化物の排出量は、工場・事業場に対する規制の強化等により以前に比べて大きく減少し、近年では昭和40年代のピーク時と比較して約10%となっています。二氧化硫黄及び一酸化炭素*の濃度は近年ほぼ横ばいで推移しており、すべての測定局で環境基準を達成しています。また、窒素酸化物の排出量は、都市部では自動車排ガスの割合が全体の約1/2を占めています。二酸化窒素の濃度は近年ほぼ横ばいで推移しており、ほとんどの測定局で環境基準を達成していますが、県南部の測定局で非達成となることがあります。光化学オキシダントの濃度は、すべての測定局で環境基準が非達成となっています。浮遊粒子状物質*の濃度は、近年ほぼ横ばいで推移していますが、平成22年度及び平成23年度は黄砂の影響から多くの測定局で環境基準が非達成となっています。

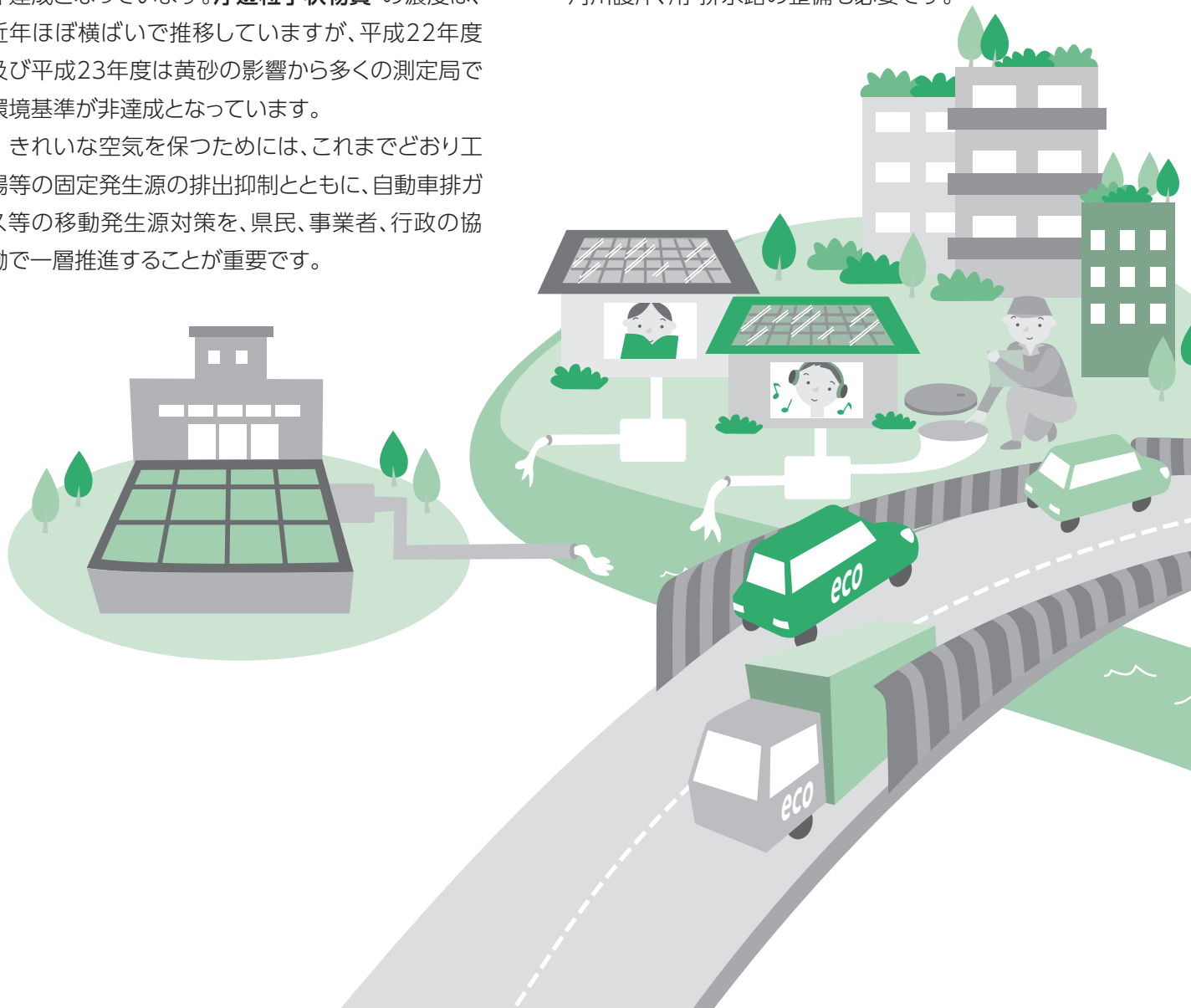
きれいな空気を保つためには、これまでどおり工場等の固定発生源の排出抑制とともに、自動車排ガス等の移動発生源対策を、県民、事業者、行政の協働で一層推進することが重要です。

水環境の保全

河川のBOD*は平成23年度には、31水域のうち29水域で環境基準を達成しています。児島湖の水質については、依然としてCOD*が環境基準を上回っていますが、ハード・ソフト両面の総合的な対策の効果が現れ、近年緩やかな改善傾向がみられます。

瀬戸内海の水質は横ばいの状況で、平成23年度には10水域のうち8水域でCODが環境基準を達成しています。

公共水域のさらなる水質改善には、工場・事業場排水の徹底した管理、公共下水道等の普及促進による生活排水の適正処理が必須ですが、農地・市街地からの流出水対策や自然の浄化能力を活用した河川護岸、用・排水路の整備も必要です。



騒音・振動の防止

騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、それぞれ規制地域として22市町が指定されていますが、今後順次指定を拡大する必要があります。

騒音の環境基準類型あてはめは19市町で行われていますが、特に道路に面する地域で、すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は6割程度であり、道路構造の改善、交通システム、沿道の土地利用対策などの総合的な対策が必要です。

土壌・地下水汚染対策

トリクロロエチレン*等の有害物質による地下水汚染が昭和57年から全国各地で顕在化したことから、地下水に係る環境基準が設定され、水質汚濁防止法において常時監視が義務付けられるとともに、平成23年度の法改正で、事業者に対して**有害物質貯蔵指定施設***等の届出、構造基準等の遵守及び定期点検義務が課されたところです。

県の平成23年度の概況調査では、35地点のうち6地点で基準超過がみられたことから、周辺調査を実施し原因解明に努めるとともに、浄化対策等の進捗を継続的に監視しています。

土壌汚染についても、土壌汚染対策法の改正により**有害物質使用特定施設***廃止時の土壌調査義務に加え、土地の形質変更時の届出が義務付けられるなど規制が強化されており、県内では法に基づく土壌汚染区域に平成23年度末現在で5件が指定されています。県では、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」により有害物質取扱事業者への土壌・地下水汚染発見時の報告を義務付け、汚染の拡大防止を図っています。

土壌・地下水の汚染事例については、汚染の除去等の必要な措置とともに監視及び汚染の未然防止のための措置が重要です。



(3) 安全な生活環境の確保

現状と課題

有害物質対策

ダイオキシン類については、特別措置法の制定により、排出量が大幅に削減され、環境調査結果でも全地点で環境基準を達成しています。

有害大気汚染物質については、一部地域で**ベンゼン***が環境基準を超過していましたが、近年ではベンゼンを含むすべての物質で環境基準を達成している状況です。ベンゼンについては、環境負荷低減条例で測定や削減計画の作成等の規制を設けるなどの対策とともに、事業者自らが主体的に排出量の削減に取り組んだ結果によるものであり、取組を継続する必要があります。

環境中で残留性の高い化学物質については、国において有害性の研究が行われている段階ですが、本県でも環境濃度の経年的な把握に努めており、現在のところ全国の調査結果と比べ同等以下で特異的な状況でないことを確認しています。

また、事業者自らが事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等の把握・届出を義務付ける**PRTR***制度による自主的な化学物質管理や届出データの集計結果を活用し、効果的な化学物質対策の一層の促進を図るとともに、有害化学物質による環境リスク低減のために、住民、事業者及び行政が情報を共有し、それぞれが果たすべき役割の認識と相互理解のための**リスクコミュニケーション***を推進することも重要です。

環境放射線の監視

苫田郡鏡野町にある(独)日本原子力研究開発機構**人形峠環境技術センター***では、施設・設備の解体を安全かつ効率的に進めるための解体技術の研究開発を主として行っていますが、事業所の周辺環境を保全するために、環境放射線等の監視測定を行っています。



代表的な指標

児島湖のCODを

6mg/lに!

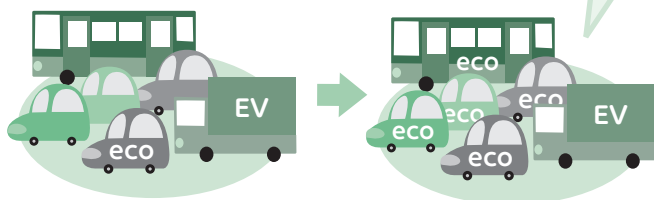
項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
児島湖の水質(COD) (mg/l)	8.0	7.8	6.0



自動車保有台数に占める低公害車の割合

46%にUP!

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
自動車保有台数に占める 低公害車の割合(%)	—	11.4 (平成24年度)	46



主要施策

大気環境の保全

自動車公害対策の実施

エコドライブ運動等を県民運動として展開するとともに、「ノーマイカーデー」の設定等により自動車の利用を抑制し、自動車に起因する大気汚染の防止を図ります。また、ディーゼル自動車の排ガス対策として、環境負荷低減条例に基づき、指定地域内の特定事業者を指導します。

低公害車の導入促進《再掲》

低公害車の普及を促進していくため、県公用車の低公害車への代替を進めるとともに、優遇措置等について県民・事業者への周知を図り導入を促進します。また、民間等で導入が進みつつある電気自動車については蓄電機能など新たな可能性にも着目しながら産学官で協働して普及促進に取り組みます。

公共交通機関等の利用促進《再掲》

環境負荷の小さい鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用促進により、CO₂や大気汚染物質等の排出を抑制するとともに、県民の日常生活における交通手段を確保するため、地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性の向上(ユニバーサルデザイン化の推進、LRTの研究等)などに努めます。

交通円滑化の推進《再掲》

道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整備、道路利用者に交通手段や経路等の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施、交通状況等に対応してより細かい信号制御が可能となる高性能化した信号機に更新するなどの新交通管理システムの整備等により、交通の円滑化を図ります。

(3) 安全な生活環境の確保

主 要 施 策

■ 大気汚染防止対策の実施

ばい煙発生施設*等の設置状況を確認するとともに、排ガス処理施設の適正な維持管理指導を行います。特に、夏期を中心とした5か月間を大気汚染防止夏期対策期間として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。また、微小粒子状物質(PM2.5)について、発生源対策を行うため成分分析等の調査研究を進めるとともに、高濃度時に注意喚起を行うほか、関係情報の収集及び提供に努めます。

■ 悪臭被害の防止

悪臭による生活環境への被害を防止するため、「悪臭防止法」に基づく規制地域を拡大します。なお、特定悪臭物質*の濃度規制では捕捉できない複合臭や未規制の悪臭物質が原因で特定悪臭物質濃度規制のみでは対応が難しい場合には、臭気指数*規制による規制地域の導入に努めます。

水環境の保全

■ 森林の保全《再掲》

水源の涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどによる森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成します。また、木を使うことが森林を育てる原動力となることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

■ 河川等の保全対策の推進

生活排水対策、工場・事業場対策を推進するとともに、河川等の自然浄化機能の維持向上や森林の保全に努めます。併せて、広く県民等に対する清流保全意識の高揚を図るとともに、河川等の保全活動の促進を図ります。

■ 湖沼水質保全対策の推進

児島湖については、「児島湖に係る湖沼水質保全計画」に掲げる生活排水対策や流出水対策、浄化水の導入等により水質改善を図るとともに、アダプト推進事業や清掃活動、児島湖協働研究・環境学習など、県民との協働による事業の着実な推進により、水質目標値の達成に努めます。また、児島湖及び周辺一帯を自然豊かで県民が憩い楽しむ場とするよう努めます。

■ 瀬戸内海の保全と再生

瀬戸内海特有の優れた自然景観を保全するとともに、自然海浜を保全し藻場・干潟の再生に取り組むなど豊かな自然を育む里海*づくりに努めます。

また、埋立の協議に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考えを基本として対応します。

騒音・振動の防止

■ 道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動対策

道路交通騒音・振動については、関係町村と連携して測定を行うとともに、結果を関係機関に通知し、必要に応じて防止対策を促します。

また、航空機騒音及び新幹線騒音・振動については、関係市と連携して測定を行うとともに、結果を関係機関に通知し、必要に応じて防止対策を推進します。

■ 騒音・振動の規制

町村意見をもとに規制地域を順次拡大します。また、町村合併により生じた同一自治体内の格差については、規制地域の見直しを進めます。

土壌・地下水汚染対策

■土壌・地下水汚染の防止

トリクロロエチレンや硝酸性窒素など、地下水に係る環境基準項目などについて計画的に監視測定を実施します。

また、有害物質貯蔵指定施設などの構造基準等の遵守及び定期点検の実施の指導のため、工場・事業場への立入検査等を行い土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

なお、土壌・地下水汚染を把握した事例においては、汚染の除去等の必要な措置の指導及び周辺井戸調査等の監視を継続します。

有害物質対策

■有害化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質の環境への排出を抑制し、環境汚染の未然防止を図るため、大気・水質・土壌など環境中への排出量や汚染状況等を把握するとともに、「PRTR法」に基づく届出集計データなども活用し、身近で分かりやすい情報として提供します。

また、発生源の監視を充実させるとともに、適正な使用及び自主管理の徹底を指導します。

■アスベスト対策の推進

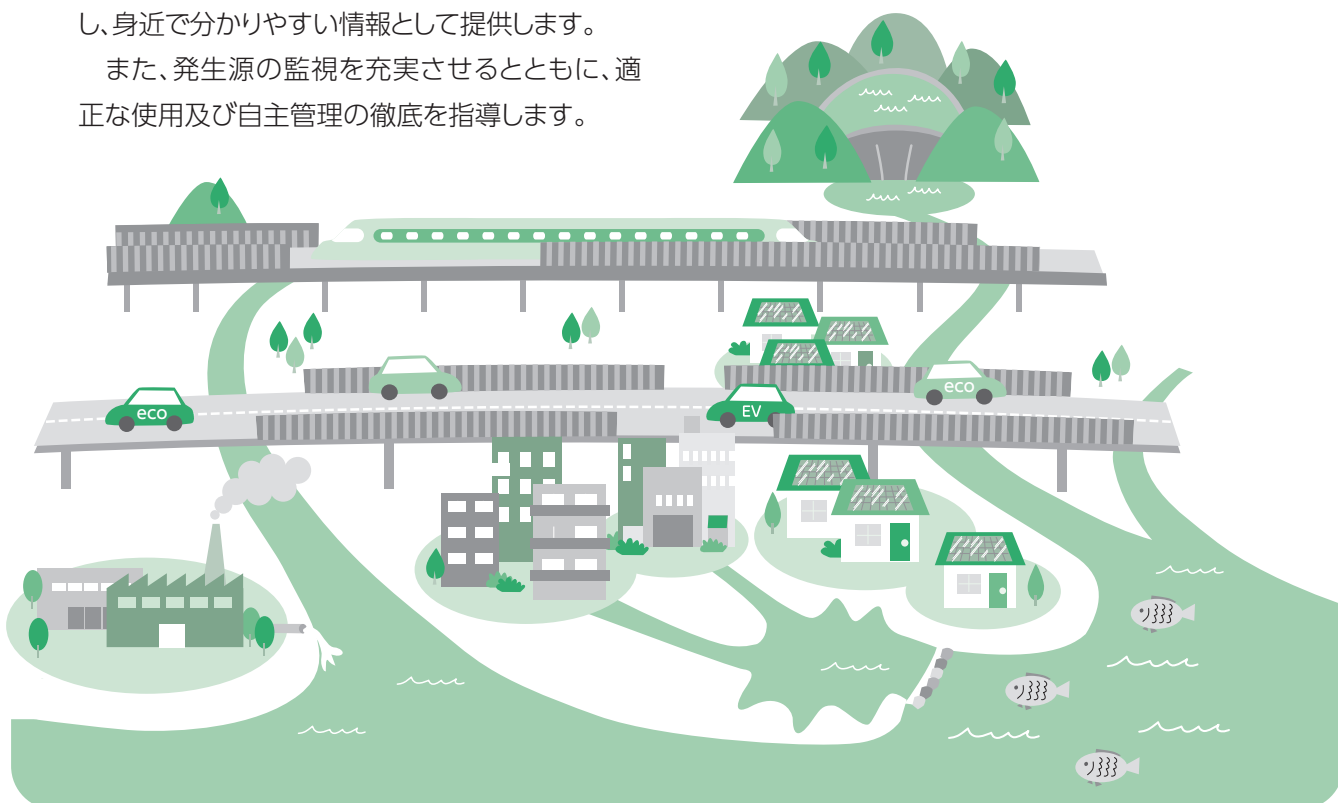
関係団体や関係機関で構成する「アスベスト対策協議会」により協力・連絡体制の充実・強化を図り、アスベスト対策を総合的に推進します。また、解体現場等における濃度測定及び情報提供などを行い、アスベストによる健康影響に対する不安の解消に努めます。

環境放射線の監視

■環境放射線の監視

人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するため、事業所や探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、モニタリングポストによる県内の環境放射線量の測定を実施し、情報提供を行います。



(4) 自然と共生した社会の形成

現状と課題

豊かな自然環境の保護

本県の豊かな自然環境は、多くの野生動植物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供しています。こうした豊かな自然環境は、県民共有の財産であり、**エコロジカルネットワーク***の考え方も踏まえながら、より良い形で次代に引き継いでいくことが重要です。

野生生物の保護

近年、様々な人間活動が、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕しています。一方では、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えるとともに、オオクチバスやヌートリア等の外来生物による生態系や農林水産業等への悪影響が懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすと同時に、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、人と自然の共生関係を構築することが求められています。

自然とのふれあいの推進

自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に関する理解と関心を深め、環境を大切にすることを育む上でも重要な意義を有しています。特に、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供することは重要であり、身近な自然とのふれあいに対する県民ニーズは年々高まってきています。このため、自然とのふれあいの場の整備と管理を十分行い、その機会を増やしていく必要があります。

水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

県内には、吉井川、旭川、高梁川の**一級河川***をはじめ、多様な水辺環境が存在し、多くの生物が生息するとともに、県民に安らぎと潤いを提供しています。生態系、親水、景観等に配慮した水辺環境の保全と創造を進めるとともに、県民が利用しやすい親水空間を確保していく必要があります。

本県の約8割は、森林、農用地、原野等のみどりで構成されています。みどりは、県民に安らぎと潤いを提供するほか、気候緩和や街並みなどの快適な景観の形成など多様な機能を有しています。特に、森林は、水源の涵養^{かん}、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など多くの重要な働きを持っています。

しかしながら、木材価格の低迷や林業従事者の減少・高齢化などによる手入れ不足に伴う森林の公益的機能の低下や、農業従事者の減少、高齢化などによる耕作放棄地の増加なども懸念されています。

このため、森林の公益的機能を将来にわたり持続的に発揮させるため、森林を適正に管理していくとともに、都市緑地、里地・里山など、身近なみどりの保全と創出を一層進めていく必要があります。



自然との共生おかやま戦略の推進

本県は中国山地から瀬戸内海に至る様々な自然環境を有し、長い歴史の中で、人が自然に適度に働きかけることにより、それぞれの地域に特有の自然が形成されました。

私たちは、自然から様々な恵みを受けるとともに、郷土色豊かな文化を育んできましたが、近年、開発など人間活動による土地利用の変化や里地里山の荒廃などにより、生物多様性を育む豊かな自然は、急速に損なわれています。

地域特有の自然環境を生かしながら利用することによって、県民共通の財産である生物多様性を確保し、その恵みを将来にわたって享受できるよう、豊かな自然を引き継いでいく必要があります。



代表的な指標

希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数

12地域に!

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数(地域)	4	9	12



自然公園利用者数

1,450万人に!

項目	計画策定時 平成18年度 (2006年度)	現況 平成23年度 (2011年度)	目標 平成32年度 (2020年度)
自然公園利用者数(万人)	1,234 (平成17年度)	1,189	1,450

(4) 自然と共生した社会の形成

主要施策

豊かな自然環境の保護

■自然公園等の保護

国立、国定、県立の自然公園や、**県自然環境保全地域***、**郷土記念物***などの保護・管理に努めるとともに、その他の貴重な自然の保護に努めます。

また、自然公園の安全で快適な利用を促進するため、自然公園施設等の整備や適正な維持管理、利用指導などに努めます。

■自然との調和に配慮した事業活動

ふるさとの優れた自然を後世に伝えていくためには、県民、事業者、行政など、社会のすべての構成員が自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践していくことが重要です。今後、さらに県民、事業者、行政などの自然環境保全意識の高揚に努め、自発的で多様な取組を促進します。

また、開発に当たっては、無秩序な開発の防止に努め、自然への悪影響の回避、軽減、緩和を図ります。



野生生物の保護

■希少野生動植物の保護

県内の希少野生動植物の分布、生息・生育環境などに関する各種調査や情報の収集を行うとともに、「岡山県版**レッドデータブック***」の活用等により、野生生物の保護に配慮した開発行為への適切な指導を行います。

また、捕獲等の規制の対象となる指定希少野生動植物の指定やその生息・生育環境の保全等に向けた取組を、県民と協働で推進します。

■野生鳥獣の保護管理

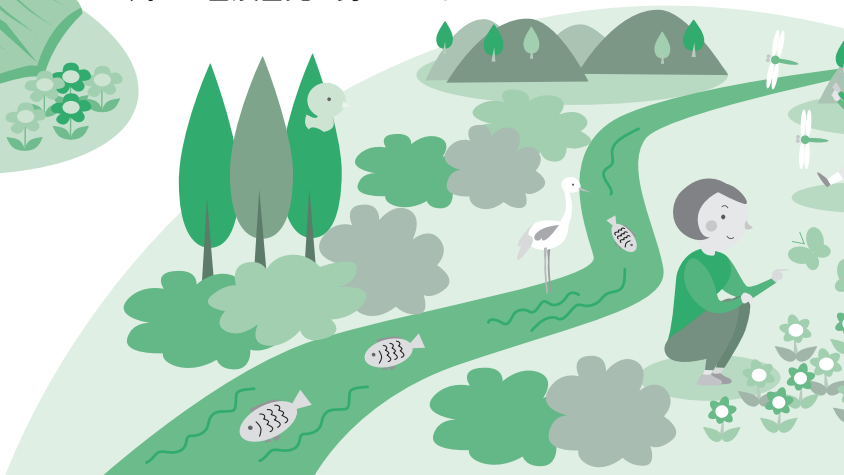
野生鳥獣の保護を図るため、**鳥獣保護区***等の指定及びその見直しを行います。

絶滅が危惧されるツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、地域個体群の安定的維持を図ることとし、農林業等に被害を与えているイノシシ、ニホンジカについては、猟期の延長など規制緩和により捕獲を促進します。併せて、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。

また、傷病鳥獣の保護のため、既設の**鳥獣保護センター***の機能と体制の充実に努めます。

■移入種等の対策

外来生物の生息実態の把握に努め、生態系への影響や農林水産業等への被害防止のための防除及び適正な管理を行うとともに、県民等に対し安易な移植・移入の防止及び外来生物の防除に関する普及啓発に努めます。



自然とのふれあいの推進

■自然環境学習等の推進

学校教育において、身近な自然環境に興味や関心を持つ機会を確保していきます。また、県民のニーズを踏まえ、**自然保護センター***等を活用し、地域の特性や年齢に応じた多様な体験型の自然環境学習の場の充実を図ります。

■自然とのふれあいの場の確保

優れた自然や身近な自然とのふれあいを求める県民ニーズに対応するため、植樹、育樹活動等の森林・林業体験、みどりづくり活動やエコツーリズムの推進など、様々な自然とふれあう体験機会の充実を図ります。

また、自然公園や自然歩道等の自然とふれあう場の整備・管理を推進するとともに、自然とのふれあいの場や機会について、県民に対する情報提供に努めます。

水とみどりに恵まれた環境の 保全とみどりの創出

■水辺環境の保全と創出

安らぎと潤いのある水辺環境を確保するため、多様な動植物の生息・生育環境、親水、景観等に配慮した河川、港湾、海岸、農業水利施設等の整備や保全を図ります。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし、歴史、文化、自然が調和した健全な環境を創出する川づくりを推進します。

■森林の保全《再掲》

水源の涵養、^{かん}県土の保全、地球温暖化の防止などの森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や下刈りなどの森林の適正な整備や針広混交林の育成による多様で健全な森林を育成します。

また、木を使うことが森林を育てる原動力となることから、県産木材の幅広い利用を促進します。

■里地・里山の保全

みどりの資源や生物多様性に重要な役割を担っている里地や里山の農地等については、農業者だけでなく、地域住民等の参加のもと、適切な管理及び利用を図り、農村空間の環境や景観の保全に努めます。

■身近なみどりの創出

安らぎと潤いのある生活空間を確保するため、都市公園、道路などの緑化に努めるとともに、都市緑化意識の高揚と都市緑化に関する知識の普及等を図ります。また、県民一人ひとりが身近なみどりづくりに参加できる体制の充実を図ります。

自然との共生おかやま戦略の推進

■自然との共生おかやま戦略の推進

希少野生動植物の保護や自然環境の保全活動を行う県民や団体等と連携し、優れた自然景観や多様な生物が息づく里地里山を地域の豊かな財産として守る取組や、身近な自然に親しみ楽しむことのできる体験学習プログラムの企画・実施などにより、水と緑に恵まれた自然の中で多くの野生生物と人間がともに共存していくことのできる豊かな環境を次の世代に引き継ぎます。



(1) 参加と協働による快適な環境の保全

現状と課題

協働による環境保全活動の促進

私たちの生活に身近な環境の保全には、県内各地の地域コミュニティが大きな役割を果たしてきました。しかし、人口減少と急速な少子・高齢化の進行等に伴い、これまで地域活動の重要な担い手であった、地域コミュニティの活力低下が懸念されるようになってきました。また、地球温暖化対策や3Rの取組のように、一人ひとりの意識改革と着実な実践が重要となる課題も多くあります。

これらを解決し、住み慣れた地域において、これからもきれいで快適な環境の中、安心した生活を送っていくためには、地域社会の活力や地域住民のきずなを一層強化し、地域コミュニティの力を高め、県民、事業者、環境NPO、ボランティアなど多様な主体と行政が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、緊密に連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となっています。



環境学習の充実

温暖化をはじめとする地球環境問題が大きくクローズアップされ、国民一人ひとりの地球的視野に立った環境問題への取組が求められる中、持続可能な社会の構築に向け、豊かな感性と問題解決力を身に付けた主体的な行動ができる人を育む手段として、ESDの考え方を踏まえた環境学習の重要性が高まっています。

県ではこれまで、環境学習指導者などの人材養成、環境保健センターや自然保護センター等の環境学習拠点施設の整備・充実、環境に関する情報提供や体験型環境学習の機会の提供など、様々な角度から環境学習の推進に取り組んできました。しかし、環境学習のテーマや対象、実施主体は多岐にわたっており、効率的かつ効果的な環境学習を行っていくためには、今後、施策の充実に加えて、各主体間の緊密な連携、協働が不可欠です。



景観の保全と創造

急速な都市化の進展の中で、経済性や機能性が最優先されたまちづくりへの反省から、地域特性を生かした良好な景観の形成を図るため、平成16年に制定された「景観法」に基づき、本県では、平成20年4月から施行している「晴れの国おかやま景観計画」及び改正景観条例により、県民、企業等の参加のもと、良好な景観の保全と創造を図っています。

快適な生活環境の保全

本県では、きれいで快適な環境づくりを推進するため、平成14年4月に制定した「岡山県快適な環境の確保に関する条例」に基づき、美観や清潔さを損なう落書きや空き缶等の投棄、自動車等の放置及び**光害***を禁止しています。特に落書きに対しては、罰則を設けるとともに、地域ぐるみの落書き対策を推進するため、ボランティア団体等が行う消去活動への支援や普及啓発に努めています。



(1) 参加と協働による快適な環境の保全

主要施策

協働による環境保全活動の促進

■環境NPO等との協働

県民、事業者及び行政が、地球温暖化対策をはじめとする環境保全を協働して行うために設立された「エコパートナーシップおかやま」の活動の充実を図ります。

また、身近な環境保全活動を、県民や民間団体、事業者等との連携・協働の取組として推進していくため、地域の課題解決にビジネスの手法で取り組むソーシャル・ビジネス*、都市と農村との交流、道路、河川、海岸、公園等の環境美化活動（アダプト事業）に取り組む住民グループ等の活動を促進するとともに、県内で開催される各種イベントにおいては、「ごみを出さない」などの環境への配慮を促します。

■県民総参加による取組の推進

地球温暖化やごみ問題などは、個人のライフスタイルに起因するところも大きく、県民一人ひとりが暮らしを見直し、できることから取り組む必要があります。そのため、それぞれが省エネや3R等による環境負荷低減に取り組む活動などを促進するとともに、広く新エネルギーの導入などを呼びかけ、県民総参加による環境保全を図ります。

環境学習の充実

■実践につながる環境学習の推進

持続可能な社会の構築のためには、子どもから大人まであらゆる世代が、人間と環境とのかかわりを様々な体験を通じて実感をもって学ぶことによって自律的な意識改革を進め、環境の保全と創造のために主体的に行動していくことが重要です。そのため、学校や公民館等において、移動環境学習車等も活用しながら出前講座を実施するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントや、見学・体験型の環境学習エコツアー等の実

施、自然保護センターや民間団体などによる自然体験活動施設等の様々な体験の機会の場の情報提供などを進め、より実践的な環境学習の機会を提供します。

また、学校教育においても、各教科において、地域の特色を生かした環境学習に取り組むとともに、児童生徒の発達段階にに応じて、問題解決的な学習や体験的な学習を重視するように努め、環境学習を重点的に行う学校を指定したり、森林保全や循環型社会の形成、ユニバーサルデザイン等に関して理解を深めるための学習の場を設けるなど、環境問題に積極的に取り組む人材の養成を図ります。

■協働の取組等による環境学習の充実

環境学習を総合的・体系的に進めるための指針として策定した「岡山県環境学習の進め方」等を踏まえながら、効果的な環境学習を提供できるよう、NPO等環境団体、事業者、大学、環境保全事業団が設置している環境学習センター「アスエコ*」等と協働して、学習内容や方策の充実を図ります。また、環境学習を担う人材を育成し、地域や学校において積極的に活用されるよう努めます。

■学校教育における環境教育の推進

児童生徒が環境についての正しい理解を深め、環境を守るための行動がとれるようにするため、教育内容の改善・充実、教員の指導力の向上など学校における環境教育の一層の充実を図ります。

景観の保全と創造

■ 県土岡山の景観形成の推進

本県の優れた景観を次世代に引き継ぐため、景観法に基づく「晴れの国おかやま景観計画」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等により「おかやまの景観づくり」を総合的、計画的に推進し、県民の景観意識の向上に努めます。

また、良好な景観形成は、住環境など住民の生活に密接に関係しており、地域の特色に応じたきめ細かな施策が有効であることから、最も住民に身近な自治体である市町村を中心とした景観行政が推進されるよう努めます。

快適な生活環境の保全

■ 落書き防止・消去活動の推進

まちの美観や清潔さを損なう落書きや空き缶などの投げ捨てを防止するためには、被害者だけではなく地域ぐるみでの取組が何より効果的です。このため、県民への普及啓発を行うとともに、町内会、ボランティア団体等が実施する落書き消去活動を、市町村と連携・協力して支援します。

■ 光害に配慮した屋外照明設備の普及啓発

防犯その他の生活上の安全性を確保した上で、光害の防止に配慮した屋外照明設備の設置等が促進されるよう啓発等を行います。



(2) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

現状と課題

グリーン成長の推進

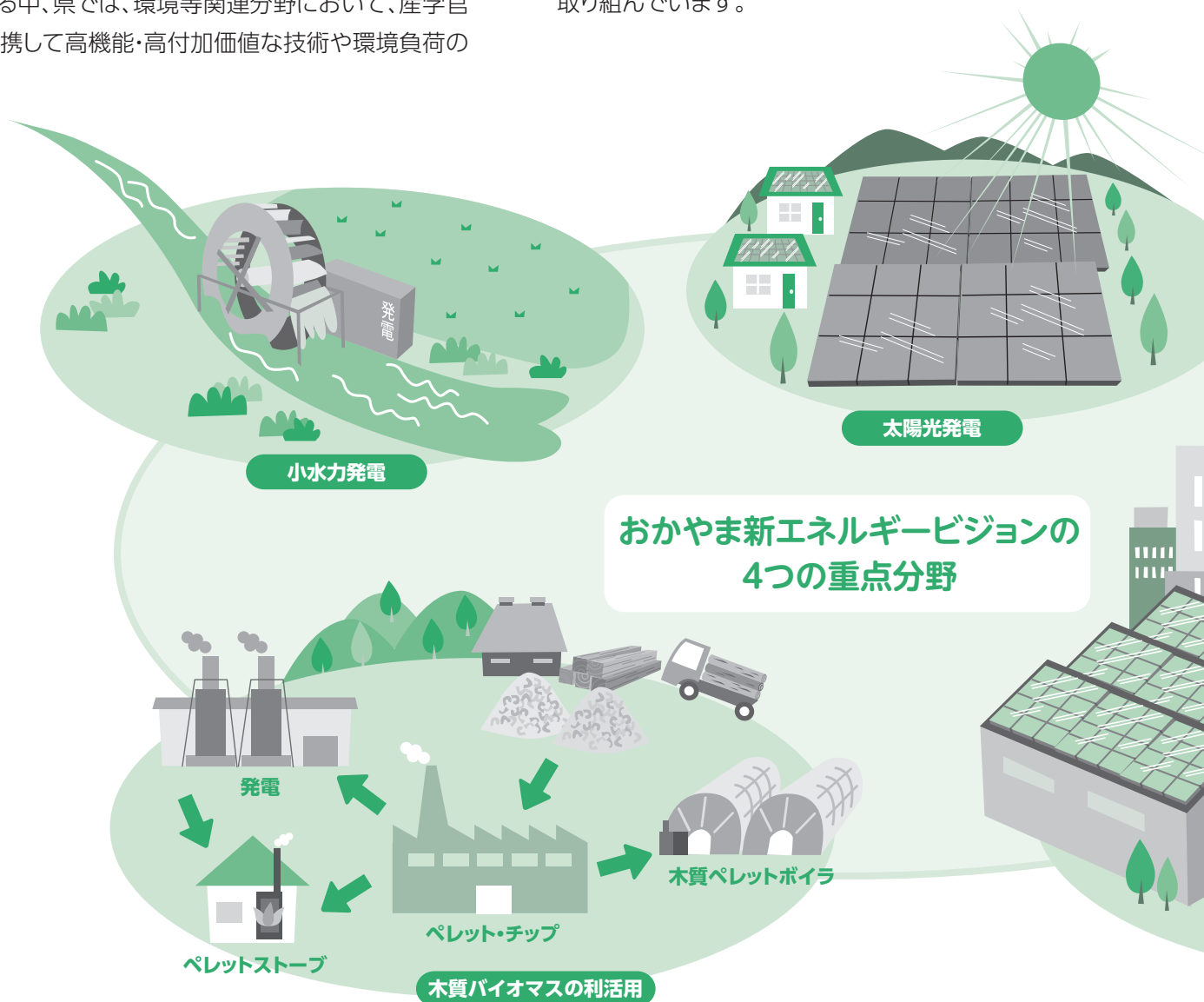
我が国の、「グリーン成長戦略」においては、そのグリーン・イノベーションに併せた産業構造の進化などにより、様々な分野でのイノベーションの連鎖を図ることで、グリーン成長の実現を図ることとしています。

一方、本県では、平成23年3月に、新エネルギーの普及拡大を地球温暖化防止だけでなく産業振興や地域活性化にも結びつけるため「**おかやま新エネルギービジョン***」を策定し、県民、市町村、民間企業等の多様な主体との協働による取組を進めています。また、環境と経済が好循環する仕組みづくりが求められる中、県では、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の

少ない製品の開発等に取り組んでいます。

また、環境に配慮した事業活動を社会や市場が正当に評価することが、事業者の取組を促進するためには効果的です。消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場は拡大し、その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことが期待できます。

このため県では、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、自らも率先して再生品等の積極的な調達に取り組むことで一層の普及拡大に取り組んでいます。



環境に配慮した事業者の育成・拡大

経済のグローバル化により事業者の活動規模や領域は大きく広がっており、事業活動が環境に与える影響も地球規模で拡大しています。しかしながら、地球全体の環境負荷の許容量には限度があり、私たちの生活を支える財やサービスの提供が環境負荷の増大につながらないよう、事業者は環境に配慮した事業活動に努める必要があります。

こうした中、コンプライアンス(法令遵守)はもちろんのこと、「企業は経済面だけでなく、社会や環境の面などにも責任を持つべきである」というCSR(企業の社会的責任)の考え方にに基づき、環境に配慮した事業活動を行っていることを社会的に評価する動きが急速に高まりつつあります。本県でも環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の県内認証組織数は、平成12年3月の30から平成24年3月には310に増大しており、また、中小企業等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、エコアクション21の普及も進みつつあります。

環境影響評価の推進

環境影響評価制度(環境アセスメント)*は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞くことにより、環境配慮を行う手続をいいます。

本県では、昭和53年以降、これまでに144件の事業について審査を行っており、今後とも、環境との共生を図りながら適正に実施していく必要があります。



EVの普及と技術開発

(2) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

主要施策

グリーン成長の推進

■新エネルギーの推進

地球温暖化防止、産業振興、地域活性化を図る観点から、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマスの利活用、電気自動車の普及と技術開発を重点分野として、新エネルギーの普及拡大を進めます。

■環境等関連分野の研究開発支援

新産業・新事業の創出を図るため、大学等の研究者や県内中小企業者等が行う環境関連分野、新エネルギー関連分野、バイオ関連分野等の各種研究プロジェクトを支援します。

■リサイクルビジネスの育成

汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類等の産業廃棄物を循環資源として活用するリサイクルビジネスの創出に向け、県内の大学や企業等による資源化技術の研究・開発や、事業化に向けた技術移転等を支援します。

また、開発された新製品・新技術の普及を促進するため、評価検証する制度を確立するとともに、県外の産業支援機関等と連携した広域的なネットワークを構築し、市場を拡大していきます。

■環境と好循環した農林水産業の振興

農林水産業は、食料などの供給という本来的な役割に加え、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成や、やすらぎの場の提供など多面的機能を有しており、その機能を維持するためにも、高品質な農林水産物の振興やブランド化の推進、6次産業化*の促進などにより、儲かる産業としての農林水産業の確立を目指すとともに、環境等にも配慮した持続可能な農林水産業の振興を図ります。

■グリーン購入等の推進《再掲》

県では、環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、再生品等の積極的な調達に取り組みます。

併せて、県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表し、こうした制度の積極的なPRにより、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

■省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大《再掲》

家庭における省エネを促進するため、省エネ性能などを評価し表示する住宅性能表示制度の認知度の向上を図るとともに、省エネ型機器の導入や消費電力の「見える化」を推進します。



環境に配慮した事業者の育成・拡大

■環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴う環境への負荷を低減するために有効な手法です。幅広い事業者への普及を図るため、引き続き、ISO14001やエコアクション21の認証取得を支援していきます。

■CSR(企業の社会的責任)活動の普及

企業も社会を構成する一員であり、持続可能な社会を構築する上で大きな責任を負っています。そのため県では、商工関係団体等と連携しながら、県内の企業が事業活動を行う上で、法令や各種規則などのルール、さらには社会的規範などを厳正に守るとともに、環境面、社会面でも責任ある積極的な活動を行うよう、働きかけていきます。

特に、経済活動における血液にたとえられる金融は、事業活動を左右する大きな要因であり、県では、企業等の環境配慮行動を金融面からもサポートするため、中小企業向け融資制度(環境保全資金・新エネルギー導入促進資金)等により環境対策を支援します。

また、金融機関等に対して、省エネ機器の導入や公害防止施設の整備など、環境に配慮した事業活動に対する、金利、手数料等の優遇措置を講ずるよう要請していきます。



■環境保全のための費用負担意識の普及

日常生活や事業活動などにより生じる環境汚染など、環境問題の解決のためには費用がかかるという意識の浸透を図ります。

また、そうした社会的費用を、市場のメカニズムを通じて適正に反映させ、効率的に環境の保全を図るため、産業廃棄物処理税や森づくり県民税*などのいわゆる環境税について、その浸透と有効活用に努めます。

環境影響評価の推進

■環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度(環境アセスメント)については、「環境影響評価法」及び「岡山県環境影響評価等に関する条例」に基づき、引き続き、環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施します。

また、戦略的環境アセスメント*については、国のガイドラインを参考にしながら、導入に向けた研究を行います。

